小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業のご案内 (第2回募集〈最終〉)

中央会では、小企業者組合を対象に2019年度小企業者組合成長戦略推進 プログラム等支援事業の実施組合を募集しています。

この事業は、<u>組合員である小企業者の経営基盤の強化や生産性の向上を目指した、既存の共同事業の改善や新たな事業開発のためのフィージビリティ・スタディ、さらにはフィージビリティ・スタディの結果を具体化するための事業に対して助成を行い、小企業者及び小企業者組合の活性化を支援するものです。</u>

1. 事業内容

小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施する、I Tを活用した市場開拓、首都圏や海外等の新たな需要先の開拓、今後の原材料の安定的確保、消費者ニーズに対応する新たな意匠開発、他分野等との連携による技術開発、物流システムの効率化、伝統・技能の継承等に関するフィージビリティ・スタディ及び上記フィージビリティ・スタディの結果を活用した、I Tの活用や物流効率化等の実証システムの開発、プロトタイプの開発、海外市場開拓のための試験的な期間限定の多言語対応WEBサイトの構築等の具体化のための事業。

2. 補助対象者

本事業の補助対象となる組合は、以下の要件を備えている小企業者組合とします。

- (1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者(常時使用する従業員の数が5人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、2人(以下同じ))以下の会社及び個人)であるもの。
- (2) 事業協同小組合及び企業組合。
- (3)協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小企業者であったもの。
- (4)事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、4分の3以上が小企業者であるもの。
- (5) 前記(1)~(4) に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合にあっては、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者であるもの。

3. 補助対象組合の要件

①事業及び組織運営が適切に行われ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障をきたす恐れがないこと。②本事業と組合が実施している他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等を行えること。③本年度、本事業と同様の内容の事業について、国から助成を得ていないこと。④組合等の財政が健全であること。⑤2019年4月1日現在、設立後、原則1年以上経過していること。

4. 補助金額・補助率及び補助対象経費

(1)補助金額・補助率

1件当たりの補助金額は600千円(税抜)を上限とし、補助対象経費総額(税抜) の6/10を助成します。

(2)補助対象経費

本事業における補助対象経費は以下のとおりです。

謝金、旅費、会議費、借損料、印刷費、通信運搬費、原稿料、消耗品費、雑役務費、委託費

5. 補助事業の実施期間

補助金の交付決定を受けた日から2020年2月5日まで

6. 受付期間・申請書類の提出

2019年7月18日(木)~7月31日(水)まで受付。 申請を希望される組合には、応募書類等を送付致しますので、下記までご連絡下さい。

問い合わせ 奈良県中小企業団体中央会 業務部 組織・連携支援係 電話0742-22-3200 FAX 0742-26-0125